

和歌山市請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山市の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、原則として全ての工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者は、和歌山市請負工事監督規程（平成11年訓令第12号）第2条第1号に定める監督職員及び和歌山市工事検査規程（平成10年訓令第2号）第2条第2号に定める検査員とする。

(評定の時期)

第4条 評定は、工事完成後に行うものとする。ただし、検査員にあつては、工事検査終了後に行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、1件の工事の評定者となる監督員が2名以上となるときは、監督員が協議の上、評定を行うものとする。

2 評定結果は、「工事成績評定表」及び「工事成績評定表〔簡易型〕」（別記様式第1号。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 工事成績の採点は、「工事成績採点表」及び「工事成績採点表〔簡易型〕」（別記様式第2号。以下「採点表」という。）により行うものとし、評定表の採点は採点表によることとする。

4 細目別評定点の算出は、「細目別評定点採点表」及び「細目別評定点採点表〔簡易型〕」（別記様式第3号。以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

5 請負代金額が250万円以上の工事については、別記様式第4号-1から別記様式第4号-8（土木工事にあつては、別記様式第4号-1から別記様式第4号-10）まで、及び別記様式第5号-1から別記様式第5号-6（土木工事にあつては、別記様式第5号-1から別記様式第5号-8）までの「考査項目記入表」によって採点するものとする。

6 請負代金額が250万円未満の工事については簡易型工事成績評定とし、別記様式第4号-1から別記様式第5号-6までの様式に替えて、別記様式第8号-1から別記様式第8号-4まで、及び別記様式第9号の「簡易型考査項目記入表」によって採点するものとする。

7 簡易型考査項目記入表の採点にあつては、別記様式第10号「記入方法及び留意事項」及び「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

(評定に関する図書の作成及び送付)

第6条 監督職員が作成する評定に関する図書は、次のとおりとする。

- (1) 「考査項目記入表」（別記様式第4号-1から別記様式第5号-6までをいう。）のうち、別記様式第4号-1から別記様式第4号-8（土木工事にあつては、別記様式第4号-1から別記様式第4号-10）までの図書（次項及び第8条において「監督・記入表」という。） 2部

(2) 「簡易型考査項目記入表」 (別記様式第8号-1から別記様式第9号までをいう。)のうち、別記様式第8号-1から別記様式第8号-4までの図書(次項及び第8条において「監督・記入表」という。) 2部

(3) 評定表 3部

(4) 採点表 3部

(5) 細目別採点表 3部

2 前項の規定により作成した図書のうち、検査員に速やかに送付しなければならない図書及び部数は、次のとおりとする。

(1) 監督・記入表 1部

(2) 評定表 3部

(3) 採点表 3部

(4) 細目別採点表 3部

第7条 検査員が作成する評定に関する図書は、次のとおりとする。

(1) 考査項目記入表のうち、別記様式第5号-1から別記様式第5号-6(土木工事にあつては、別記様式第5号-1から別記様式第5号-8)までの検査員が記入する図書(次項及び次条において「検査・記入表」という。) 2部

(2) 簡易型考査項目記入表のうち、別記様式第9号の検査員が記入する図書(次項及び次条において「検査・記入表」という。) 2部

(3) 前条第2項第2号の規定により送付を受けた図書に検査員の評定点を記入した図書 3部

(4) 前条第2項第3号の規定により送付を受けた図書に検査員の考査を記入した図書 3部

(5) 前条第2項第4号の規定により送付を受けた図書に検査員の評定点を記入した図書 3部

2 前項の規定により作成した図書のうち、検査員が速やかに工事担当課に送付しなければならない図書及び部数は、次のとおりとする。

(1) 検査・記入表 1部

(2) 評定表 1部

(3) 採点表 1部

(4) 細目別採点表 1部

(評定に関する図書の保管)

第8条 前条、前々条の規定により作成した図書のうち、技術管理課及び工事担当課が保管しなければならない図書は、次のとおりとする。

(1) 監督・記入表

(2) 検査・記入表

(3) 評定表

(4) 採点表

(5) 細目別採点表

2 前項に規定する図書の保管期間は、市長が別に定める。

(評定結果の通知)

第9条 市長は、第7条第2項各号に規定する図書の送付があつたときは、当該工事の受注者に対して評定の結果を「工事成績評定通知書」(別記様式第6号)により、遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、評定の結果を通知した後、評定を修正しなければならないと認める場合（工事完成検査完了後において、目的物の引渡しを受けた後、契約不適合責任期間中に契約不適合（種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの）が判明し、この契約不適合の修正を行う場合等をいう。）は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第9条又は前条に規定する通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面、電子メール又はファクシミリにより、通知をした市長に対して評定点等について説明を求められることができるものとする。

2 前項に規定する書面、電子メール又はファクシミリの提出先は、技術管理課とする。電子メール又はファクシミリにより提出した場合は、着信を確認しなければならない。

(説明請求に対する回答)

第12条 市長は、前条第1項に規定する説明を求められたときは、その請求が検査員の評定に関するものであるときは検査員に、監督職員の評定に関するものであるときは監督職員に「工事成績評定に係る説明書」（別記様式第7号）を作成させて、速やかに受注者に回答するものとする。

2 前項に規定する回答の事務処理は、監督職員が行うものとする。

(その他)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に施行中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領施行の際、現に施行中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この要領施行の際、現に施行中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領施行の際、現に施工中の工事に関しては、なお従前の例による。